

コシとよむべし、万葉集十八卷、大伴池立宿禰の歌に、多多佐にも興古佐も云々とみえ、孝德紀タ・サマ、横字をヨコサマ、またヨコシマなどよみたれば、ヒタ・シ・ヒヨコシとよまむもわろからじきてその多都志・興古之、また多々佐・興己佐などいへる之また佐は、サマといふと同じほどの言づ、和名抄大路の條に、唐韻云、道路南北曰阡、日本紀私記云、多都之乃美知と作り、いま古本に據る成務紀印本には、タシノミチとよめり、東西曰陌、日本紀私記云、興古之乃美知、成務と見えたるは、道路の縦横にて、四面の方位につきて云ふ多都志・興古志とは別なり、思ひ混ふべからず、然るに成務紀五年九月條に、令諸國云々、則隔山河而分國縣隨阡陌以定邑里、因以東西爲日縱、南北爲日橫、山陽曰影面、山陰曰背面と記されたるは、此時始て、日縱・日橫などいふ四名を設けて、諸國の方位を定たまへるが、ごとくきこゆれど、それより前代の此詔詞に、日縱・日橫・陰面・背面乃諸國とみえたれば、いと上古よりおほらかに稱び來れる四面の名なりけるを、その名によりて、更に國縣を分定給ひたりし趣なり、然るに其を東西南北、山陽・山陰に當て、曰云々と記されたるは、漢文の潤飾にひかれて、かへりて當時の名稱の實に差いできて、きこえがたき文とはなれるなり、山陽は、春秋穀梁傳に、山南爲陽、六書故に、山阜之南向日謂之陽、山陰は說文に、陰山北也、注に、水南山北、日所不及也など云へるごとき義の漢語なるべし、天武紀に、山陽道・山陰道、また東海・東山・山陽・山陰・南海・筑紫とみえたるは、天智天皇の御世に始給へる漢様の令制の名稱なるを、古にさめぐらして、おほかたに當て、漢文にものせられたるなるべし、此ほかにもの然る例多かり、さてまた此詔詞に、日堅・日橫・陰面・背面乃諸國人乎と詔へるは、天下の諸國の人をと詔へる義にて、いとめてたき古文なり。

〔日本書紀成務〕五年九月、令諸國以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表、則隔山河而分國縣隨阡陌以定邑里、因以東西爲日縱、南北爲日橫、山陽曰影面、山陰曰背面、是以百姓安居、天下無事焉、〔袖中抄十九〕とともに、顯昭云、そもそもとはうしろと云事也、考日本紀公望注云、陽南・影面・かげとも陰北・背面をとも案之、南は日の影のおもて、北はそむけるおもてといふ歟、

〔北山抄〕讀奏事